

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



(第6回全国研究交流大会分科会の様子)

令和元年11月3日(日)、4日(祝)の2日間、仙台市において第6回生活困窮者自立支援全国研究交流大会が開催されました。シンポジウムや分科会等、全国から集まった講師や参加者のみなさんが広く交流できる機会となりました。第7回は令和2年11月14日(土)、15日(日)に京都市で開催される予定です。

生活困窮者自立支援を実践する中で、もっと早い段階で窓口につながってくれていれば色々な支援につなげられたかもしれないのに、と感じたことが少なからずあるのではないのでしょうか。

早期的・予防的な観点から生活困窮者支援を展開していくためには、生活にお困りの方が自立相談支援機関に確実につながるような仕組みづくりや周知が必要です。自立相談支援事業は生活困窮者支援制度の要となる事業ですが、本来の機能をしっかりと発揮するためには、そのような仕組みづくりや周知、さらには窓口につながりにくい方に対する積極的なアウトリーチ等も必要となります。そして、自立相談支援機関で受け付けた相談からの確にニーズを把握した上で、きちんとプランを立て、相談者

と支援者が同じ方向を向いて支援が展開されることが重要です。

自立相談支援事業が効果的に機能するようになれば、課題の解決に向けて任意事業が必要になったり、他機関との連携や他制度を活用していくニーズが生まれたりするのではないかと思います。制度が開始してから5年が経過しようとしていますが、いま一度自立相談支援事業の運営状況を振り返り、生活困窮者のニーズをきちんと把握できているかどうか確認する必要があるのではないのでしょうか。

今号では、住民に身近な地域における相談体制や既存の事業や会議体と連携する等の工夫をすることによって、生活にお困りの方の相談を自立相談支援機関でキャッチしている事例として、宮城県多賀城市と富山県氷見市の取り組みを紹介します。また、一昨年の法改正により、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施が可能となりましたが、郡部域において住民にとってより身近な自治体で相談ができる一時的な相談窓口を開始した沖縄県北谷町の取り組みを紹介します。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体短信 宮城県多賀城市
(地域ごちゃまぜの自立相談支援)
- 3 自治体短信 富山県氷見市
(地域と連携した自立相談支援)
- 4 自治体短信 沖縄県北谷町
(一時的な相談窓口)
- 5 令和2年度予算(案)の概要
- 6 本号で紹介した資料等について





宮城県多賀城市の「いま」

～一人ひとりに寄り添った支援プランを大切に～

宮城県多賀城市保健福祉部生活支援課内（多賀城市自立相談支援窓口）

一般社団法人パーソナルサポートセンター 所長 中島 ゆき子

宮城県多賀城市保健福祉部生活支援課支援調整係 社会福祉主事 遠藤 主也

1 多賀城市の概要

多賀城市は、東北地方の宮城県にある都市で、ほぼ中央の太平洋岸に位置しています。面積は約20 km²で、西部・南部には平野が広がっており、市域の約53%が標高5m以下であるなど、概ね平坦な地形となっています。年平均気温は11～13度で推移し、月平均気温が氷点下になることもほとんどないことから、東北地方でも過ごしやすい気候になっています。人口は令和元年10月31日現在62,422人で、高齢化率は同日現在24.3%の基礎自治体です。

本市は、奈良時代に「多賀城」が置かれて以来、約1,300年の歴史を持ち、市内の各所に史跡が点在している「歴史のまち」として親しまれてきました。浮島・市川地区には、市名の由来となった特別史跡多賀城跡があります。多賀城は、奈良の平城京を都とした古代国家が、東北地方経営の拠点として築いた城です。8世紀前半の奈良時代初期に、陸奥国（むつのくに）の国府（多賀城）が置かれたところであり、奈良時代から平安時代に掛けて、東北地方の政治、軍事及び文化の中心地でした。

また、最近ではより多賀城の史跡を全国にPRするため、多賀城の外郭南門をイメージして、本市観光協会のイメージキャラクター「たがもん」が誕生しました。

ぜひ、宮城県にお立ち寄りの際は、いつ訪れても風情ある風景に出会える「歴史のまち」多賀城市に足を運んでみてはいかがでしょうか。



（政庁跡からの風景）

2 生活困窮者自立支援事業の実施体制及び歩み

本市では、平成27年4月から本市社会福祉課内（現在は生活支援課内）に「自立相談支援窓口」を設け、自立相談支援事業を一般社団法人パーソナルサポートセンターに委託し運営しています。

窓口を開設するに当たり、生活保護を含めて生活に困っている方の状況を調べた結果、相談件数が多くなるだろうと予想しました。本市としては、「伴走型で手厚い支援を行い、1人でも多くの市民が自立した生活ができるように」と考えて検討した結果、高い専門性やノウハウを持った民間団体の力が必要だと考えました。そこで、各団体に事業提案をいただいた中から、同センターにお願いすることになりました。

同窓口は、主任相談支援員1人及び相談支援員（就労支援員兼務）1人の合計2人で対応しています。同窓口を市役所内に設けることで、複合的な課題にも市役所内の各部署と連携しつつ、専門の相談支援員がワンストップで相談を受けることができるようになり、継続的な相談支援を通して共に考えることで、少しずつでも生活の改善につながっていると自負しています。今後の取り組みとしては、就労支援について、働くことに慣れてもらうために、短時間でできる就労体験に御協力いただける企業を探していくつもりです。

また、平成30年4月から一時生活支援事業を特定非営利活動法人ワンファミリー仙台に委託し運営しています。住居がなく緊急で支援を要する方に対し、一定期間宿泊場所、食事及び衣類等の提供を行い、利用期間中に同窓口と連携した相談支援を行うことにより、早期に住居を設定し、就労等による自立を支援しています。

なお、地域において生活に困っている方やひきこもりの方への理解があまり進んでいないという現状があるので、地域で支えあい、共に暮らせるような地域づくりのサポートを行っていきたいと考えています。相談に来られた方が、同窓口での支援と地域の方々の見守りや声掛けなどの支えによって自立し、今度は見守る側に回れるような地域にしていこうと努めています。



(多賀城市生活困窮者支援担当のみなさん)

3 相談者が自立相談支援機関につながるために

本市の自立相談支援事業の窓口は、市役所1階にある生活支援課の一角にあります。東日本大震災で被災された方の相談や生活保護の相談に来られた方の窓口もあり、ワンストップで相談を受けられる配置になっています。

市民の皆さんに市役所内に自立相談支援窓口があるということを広く知ってもらうために、リーフレットを市内各所に設置したり、駅にポスターを貼ってもらったりして、窓口が市民の皆さんに近いものになるように心掛けています。また、民生委員さんの定例会で説明をさせていただき、制度や窓口の存在を知っていただくことで地域の中で気になる方をつないでいただいたり、図書館など公共の場でも市民の方に向けてのお話をさせていただいたりしています。



(掲示されたポスター)

そして、その他にも本市では、生活全般に困っている方々が相談を受けられるよう、様々な取り組みを行っています。

(1) トウインクルたがじょう

平成27年11月にできた多世代多機能型の住民交流を目的とした「地域のごちゃまぜ」の居場所が、トウインクルたがじょうです。自立相談支援窓口の相談者の中には他者との関係が希薄で社会性を培うことができない方が見受けられることから、その方々の日中の活動の場として助成金（被災者支援総合交付金）を活用して開設されました。翌平成28年4月からは、被災者支援事業の中で被災後の生活の困りごと相談を行う場の機能をもつ多賀城市相談支援センターと、地域の方々の社会参加の場としてのトウインクルたがじょうの二本柱で事業を行っています（被災者支援事業として実施）。

人との関わりが苦手、日中の話し相手がほしい、ひきこもりがちでこれからどうしよう、地域のために活動したい、社会に出る自信がない、健康のため運動したい、好きなことをみんなで楽しみたいなど、市民の方の利用する理由は様々です。

この場所を関係機関の方にも理解していただいた結果、被災された方のための場所としてできたトウインクルたがじょうが、被災された方たちの居場所はもちろんのこと、制度につながりにくい方たちの、いわば地域の中の「多機能型ごちゃまぜの居場所」となってきました。

ここを利用している方々のなにげない会話や多賀城市相談支援センターでの相談から、自立相談支援窓口につながる方も多く、トウインクルたがじょうのスタッフも生活困窮者自立支援制度を理解して窓口につなぐ役目を担っています。

(2) 多賀城市 我が事・まるっと会議

そして、多賀城市のごちゃまぜは地域だけではなくありません。昨年度から「我がごと丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、社会福祉課、生活支援課、介護福祉課、健康課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、復興支え合いセンター、自立相談支

援窓口等の職員が集まり、各部署の情報や課題について共有する場として「多賀城市 我が事・まるっと会議」が月1回開催されています。

ゴミ屋敷、DV・虐待、8050問題、孤立等の情報について、一つの部署だけでは解決できない問題等を、それぞれの課ではどのように関わることができるかを話し合ったり、ケースの共有を行っています。まずは顔の見える関係づくりやそれぞれの機関がどんなことをしているかの勉強会から始まりました。まだ2年目で仕組みを整えている最中ですが、顔の見える関係ができたことでそれぞれの業務についても理解が深まり、自立相談支援窓口につながるケースも増えています。それぞれの関係機関が少しずつのりしろを持ったつながりができた事は大きいと思います。この会議がいずれは生活困窮者自立支援制度の「支援会議」に変わることを期待しています。

4 支援プランの作成

多賀城市自立相談支援窓口では、特に支援プランを大切にしています。プランは相談者が望む場所へ行くための地図に描く道順のようなものと私たちは考えています。その地図を相談者と支援員の間に置き、一緒に見ながら進むことを念頭におき、それぞれが具体的な行動ができるプランを作成するよう心掛けています。とはいっても、それほど難しいプランを作っているわけではありません。例えば「人間関係で就労が長続きしないために収入が安定せず困っている」という場合は①面談する機会を週1回設けて関係性を築く②本人の好きなことや強みを一緒に見つける③本人が希望する就労について話し合う④・・・というように相談者にとってできるだけ取り組みやすい目標を一つずつ積み上げていきます。小さな目標を立て、一つずつそれをクリアしていくことが相談者の自信につながり、自分ももう少し頑張ろうと思っていただけではないかと思っています。目指す姿は最終目標として、そこへたどり着くためにひとつずつ目標を確認しながら、また一緒に次のプランを考えること、

この繰り返しで相談者とのつながりが深くなり、相談者の頑張ろうとする気持ちも高まっていくのではないかと考えています。

もちろん全てがプラン通りに行くことばかりではありません。描いた道の途中には障害物があり道順を変えなくてはいけないこともあります。その時はまた二人の間に支援プランという地図をおき、新しい道を考えてリプランをしていきます。それをしていくには相談者の表面に見える問題だけでなく、裏側にある根本的な課題は何か、それを相談者自身が理解しないことには本当の意味での自立につながらないと考えています。そのために出来るだけ会って話を聴く機会を持ち、相談者と支援者がお互いに信頼し合える関係づくりができるよう心がけています。

私たち支援者にとって相談者に寄り添うこととは、プランを作りながら一緒に考えることであることをいつも意識して対応をしています。そのためにも相談者が話しをしやすい雰囲気になれるような場作りも大切にしています。

相談者への支援において、プランの作成はとても大切です。だからこそそれを相談者と話し合いながら作ること、小さな目標を重ねて最終目標へたどり着くことをこれからも続けていきます。



(自立相談支援窓口の様子)

5 おわりに

本市は被災地でもあり、新たな地域づくりを行っている途中です。地域共生社会の実現に向け、庁舎内外で連携を図りながら、地域の方々の支援を行っています。相談者に対しては支援プランと一緒に考えながら作り、相談者が自分らしく生きていくことが尊厳の回復につながることを強く意識しながら、これからも取り組んでいきます。



(多賀城市イメージキャラクター「たがもん」)



富山県氷見市の「いま」

～住民に身近な地域における相談体制との連携～

氷見市 市民部 福祉介護課 課長 高田 かつえ

氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター

主幹・主任相談支援員 七瀬 美幸

1 氷見市の概要

氷見市は富山県の北西部、能登半島の付け根部分に位置し、東側は富山湾に面し、海越しに雄大な立山連峰が一望できるという豊かな景観が自慢のまちです。また、「ひみ寒ぶり」をはじめとし、ハトムギ・氷見うどん・氷見牛など海の幸、里山の幸を活用したまちづくりを展開しています。近年では、藤子不二雄[®]氏の生誕地であることからまんがを生かしたまちづくりを推進するなど観光にも力を入れています。

平成 31 年 4 月 1 日現在の人口は 46,730 人で前年度から 3.0%減少、高齢化率は 37.8%と 1.8%増加しており、人口減少と高齢化の歯止めがかからない状況になっています。

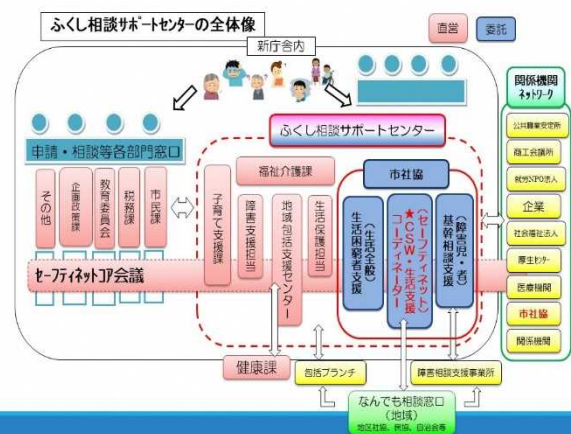
住民主体の福祉活動の特徴としては、市内 21 地区（旧小学校校区単位）全てに地区社会福祉協議会が設立されており、ケアネット活動等地域支え合い活動に取り組んでいます。



（海越しの立山連峰（冬））

「第 3 次地域福祉計画」を策定し、地域福祉施策の推進を図ってきました。この間、様々な地域生活課題を解決するために、安心生活創造事業を実施し、地区社協単位で生活課題に対応する生活支援サービスや新たな居場所づくりを進めると共に、分野に分かれた福祉関連の相談窓口の増加による窓口機能の総合化を図るための協議を行い、平成 26 年 5 月の新庁舎移転に伴い、庁舎内に福祉の総合相談窓口となる「ふくし相談サポートセンター」（以下「サポセン」）を市社会福祉協議会との官民協働で開設しました。当初は 4 名で対応をしていましたが、現在は生活困窮者自立支援制度、基幹相談支援事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、地域力強化推進事業及び生活支援コーディネーター設置事業を市社協に委託し、10 名の専門職を配置しています。また、庁内関係課の職員と市社協の専門職が毎月 1 回の定例会議を開催し、お互いに顔の見える関係を構築し連携強化を図り、スムーズな支援に役立てています。

その中で今回は、生活困窮者自立支援制度についてご紹介いたします。



2 「ふくし相談サポートセンター」の開設

氷見市においては、平成 24 年 3 月に、平成 24 年度から平成 33 年度までを計画期間とする

3 生活困窮者自立支援制度の実施体制



(ふくし相談サポートセンター自立相談支援窓口のみなさん)

氷見市では、平成27年4月に始まった生活困窮者自立相談支援制度に向けて、平成25年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を受託し、市社会福祉協議会に委託しました。さらに、平成28年度から任意事業の家計改善支援事業と子どもの学習・生活支援事業を追加して委託し、市庁舎内（サポセン）を拠点に相談支援を実施しています。子どもの学習・生活支援事業の主な活動は、居場所づくりや学力アップだけではなく、活動体験や生活スキルを身につけることも目的としているため、スペース的にも対応できる氷見市いきいき元気館（多機能施設）で行っています。

就労準備支援事業の事業者選定については、プロポーザル方式を採用し、かねてから就労移行支援や就労継続支援A型・B型を行っているNPO法人へ平成29年度から委託しています。

○自立相談支援事業と家計改善支援事業

自立相談支援事業は主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3名、家計改善支援事業は家計改善支援員1名と自立相談支援事業の支援員が兼務して業務にあたっています。

相談窓口を市庁舎内に設置しているため、生活保護の相談に来られた方で申請にいたらなかった方や脱却後の継続的な支援など、生活保護担当職員と協議したり同行訪問や面談に同席しています。また、庁内各課が窓口対応した際にちょっと気になった方や相談窓口が分からない方などもサポセンに案内し相談につながるなど、連携プレーが日常的に行われるようになっています。

サポセンでは、基幹相談支援事業を担当している職員やCSW等複数の市社会福祉協議会職員の専門職が配置されています。これまで担当していた業務や基礎資格もさまざまで、知識や視点などが違うことを生かし、初回面談時はできるだけ2人体制で対応するようにしています。担当した職員ひとりの判断ではなく、相談者に合った支援方法をセンター内で協議し、寄り添った支援を心がけて取り組んでいます。

○子どもの学習・生活支援事業

子どもの学習・生活支援事業は、D.D（**だ**れでも、**ど**んどん）、スマイル（笑顔）になれる場所となるよう願って、「D.Dスマイル塾」というネーミングで市社会福祉協議会こども支援課職員がコーディネートし、塾講師経験者や学生などの学習支援員、サポーターと一緒に事業を実施しています。

教育機関や市の子育て支援課、SSW等の専門職からの紹介や相談も増え、今年度からは実施日を週1回から週3回に増やしたり、独自の財源で食事を提供する日をもうけたり、関わる人や支援内容もひろがりを見せています。

対象は市内の小学校低学年から高校生までとしていますが、幼少期に学習の機会に恵まれず成人した方や外国籍の方など、必要に応じて柔軟に対応しています。学習塾のような大幅な学力向上を主目的とはせず、自ら学習に取り組める環境づくりや基礎学力を身につけるといった、自主性を尊重した指導を心がけています。

D.Dスマイル塾は、イベントでの出店や野外活動などの社会体験活動の実施、また、学校や家庭では話しづらい悩みを相談できる場・居場所の提供としても利用されています。ご家族で送迎していただくことを基本としていますが、できない場合は事業担当者が送迎し、参加しやすいような工夫をすることで、子どもとの距離が縮まったり、家庭状況の確認やご家族との関係づくりにもよい効果がみられています。

○独自の取り組み

市社会福祉協議会では、平成27年度から遊休品バンク「Eくすちや⇔Eかすちや」（いくすちや⇔いかすちやと呼びます）という仕組みができました。「いくす」とは、氷見の方言で「あげる」という意味で、「いかす」は「活かす・生かす」です。そのモノがいかされecoにもなる。そして、モノだけでなくお互いの心もいかされる関係をつくる仕組みです。社協の広報や地域の集まりに参加させていただいた際に、お米や乾麺など日持ちのする食料・家電・衣類・布団等の寄付を呼び掛けています。今後は物品だけでなく、設備（お風呂や倉庫等）やサービス（整髪や食事の提供等）の寄附も呼びかけ、支援を必要とする人のニーズに応えていくだけでなく、市民全体で支え、「他人事を我が事に変える」取り組みとして、広げていきたいと考えています。

4 住民に身近な地域における相談体制との連携

氷見市は、1982年の「富山県地域福祉活動推進モデル事業」をきっかけに、旧小学校区（市内21地区）毎に、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が1985年から1990年にかけて、全地区に住民主体で設置されました。それぞれ設立当初から小地域単位に集会所等を会場としたサロン活動が行われ、「シルバー談話室」や「ふれあいランチサービス」、保育園や幼稚園に通っていない在宅児とその保護者を対象とした「地区サークル」等、対象者を広げ、近年では、誰でも利用できる常設型の居場所づくりへとつながっています。

そのような中、2010年度に厚生労働省から安心生活創造事業のモデル地区として指定を受け、事業をスタートさせました。その効果の一つとして身近な相談窓口機能の構築を図る事ができました。衰弱した身寄りのない男性や経済的な課題を抱えたシングルマザーなど、身近な相談窓口から自立相談支援事業につながるケースもありました。自ら「困った」を言える人ばかりではなく、地域には声を

せない、出さない人もまだ多く存在しています。このような社会的孤立状態、もしくはこのままいくと孤立状態に陥る可能性のある人をどう把握するかが市の長年の課題でした。本人や家族が気軽に相談に行ける環境を整えると共に、周りの地域住民も「気になる」を伝える場として、効果を発揮しています。現在は、「気になる」を伝える人材として、「地域福祉活動サポーター」を育成しています。



（地域福祉活動サポーター養成研修の様子）



（地域福祉活動サポーターが地区の会議に参加している様子）

5 まとめ

生活困窮者自立支援法が施行され、氷見市においては庁内連携や独自の取り組みも徐々にできてきました。生活に困り来所される方やひきこもりの方、障害認定を受けていないため支援が受けられず就労につながらない方などからの相談について、断らない支援、問題解決に寄り添った支援を心がけていますが、生活再生には至っていないのではないかと、支援者として無力さやジレンマを感じることもしばしばあります。そのため、一人の職員が抱え込むのではなく、他の専門職とのつながりを大切にしつつ、氷見市の強みである、住民主体で福祉活動を行っている地域組織と連携し、一人ひとりの役割や能力が発揮できるように体制を強化していきたいと思っています。



沖縄県北谷町の「いま」

～福祉事務所未設置町村による一次的な相談支援事業～

沖縄県 北谷町 住民福祉部 福祉課 課長 西田 由紀

1 北谷町の概況

北谷町は、自然と人が調和した、創造性豊かな活力ある民主的な地域社会「ニライの都市」を基本理念としてまちづくりを推進しております。

先人達にとって「ニライ」とは、海の彼方の理想郷であり、人々の心のふるさとでした。

かつて、海洋の偉大さに魅せられた先人達が海の彼方に思いを馳せ、その世界を心の中につくりあげることによって心の支えとした「ニライ」を本町では、海の彼方の理想郷としてとどめておくだけでなく、現実のまちとして創造し実現することを目指しています。

沖縄県中南部都市圏には人口の約80パーセントが集中しており、北谷町も沖縄本島の中部に位置しています。しかし町の面積の約52.9パーセントを未だ米軍基地に占有され、これら基地施設から派生する航空機騒音やさまざまな事件・事故が町民生活に大きな影響を与えています。

一方で、町西側一帯が面する東シナ海には美しい珊瑚礁が生息し、ダイビングをはじめとするマリンスポーツ等が楽しめる観光・リゾート地としての魅力を備えています。

また、国道58号などの県内主要幹線道路が町域を通っており、高速道路へのアクセスも良いなど道路交通網が充実しています。

北谷町では、基地の街というイメージからの脱却を目指し、その返還と跡地利用について地理的優位性、交通利便性、国際性といった地域特性を生かしたまちづくりを積極的に取組み、進めてきました。特に西海岸地域では返還跡地の開発により、生活に必要な諸機能に加え宿泊施設、観光・商業施設などリゾート施設

が集積され、県内外から多くの人が集まる賑わいのある街となっています。



(北谷町を代表する観光地「アメリカンビレッジ」)

2 事業実施の背景・理由

沖縄県には鉄軌道がなく、公共交通網が行き届いていない本町においては、自家用車が就労や生活上、欠かせない状況の世帯も多く、生活保護に該当する状況であっても、自家用車を手放すことができないため、生活保護を受給せず、生活に困窮した状況のまま生活している世帯も多く存在します。

また、本町の特徴として、母子世帯の出現率が7.28%(平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査)と、全国で最も高い沖縄県の中でも、1番高い出現率となっています。母子世帯の相対的貧困率は、一般世帯の2倍程度となっていることから、生活に困窮している母子世帯が多く存在していると考えられ、近年、子どもの貧困対策の観点からも、より積極的な取り組みが必要とされています。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、本町においては、沖縄県が実施主体となり、法に基づく自立相談支援事業等の各事業を実施しています。

沖縄県においては、福祉事務所単位で相談窓口が設置されており、「就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部」（以下「PS中部」という。）が、北谷町を含む8町村の住民の相談支援に対応しています。

本町においては、生活困窮者を早期に発見・把握し、支援につなげるための取り組みとして、PS中部と連携し、本町の生活困窮者にかかわる部署（税務、国保、水道、給食センター、町営住宅、子ども家庭課）の職員を対象にした「職員向け研修会」、毎週水曜日、本町の会議室を利用した「出張相談」、年に1度、ハローワークや法テラスなど関係機関を一堂に会した「くらし・仕事なんでも相談会」などを実施してきました。

このような取り組みの結果、PS中部における北谷町の相談実績は、H28年度96件（PS中部における相談実績の26%）、H29年度87件（同27%）、H30年度92件（同31%）となっており、8町村の中でも、多くの割合を占めています。

PS中部に繋がったケースは、病気や障害による離職、ひとり親世帯、外国人との離婚問題など複雑で複合的な課題を抱えるケースも多く見られます。

しかし、PS中部の相談支援員が、相談者に寄り添いながら、相談者一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、法に基づく事業や関係機関との連携により、着実に課題を解決し、自立に向けた支援が行われているのを目の当たりにすることで、PS中部に繋げることができてよかったと、福祉課の生活困窮に関わる職員の間で話題にすることが多くありました。

その一方で、町の福祉課や関係各課で把握し、PS中部を案内しても、改めて別の機関に相談することに二の足を踏む町民も多く、繋がらなかったケースも多いことが課題となっていました（統計はとっていませんが、繋がらなかったケースは全体の半数程度はいるかと思います）。

PS中部の事務所（沖縄市在）が、距離的に離れていることや、町の職員が相談者に応じた支援内容を、具体的に説明することができないことなど、様々な要因が考えられます。

そのような中、法改正により、福祉事務所を設置し

ていない町村が一次的な相談支援の機能を担い、必要に応じて都道府県の自立相談支援機関につなぐ「一次的な相談支援事業」が創設されました。

福祉課の窓口に、自立相談支援事業の一時的な相談支援を担当する職員（以下「担当職員」という）を設置することによって、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、沖縄県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨、その他必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ることができると考え、「一次的な相談支援事業」の実施に向け、調整を行うこととなりました。



（リゾート施設が集積する西海岸エリア）

3 事前準備や実際に実施する上での課題とその解決策（県との連携含む）

担当職員を設置するにあたっての事前準備として、予算の確保、相談員の設置方法の検討、県との調整、事業の周知を行いました。

予算の確保については、これまで議会等においても、生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口の設置が求められており、また、ひとり親世帯を含む子供の貧困対策の観点からも、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図るうえでも一次的な相談支援事業の必要性があると認められました。

また、相談員の設置に当たっては、生活困窮者自立相談支援事業国庫補助金（3/4補助）が活用できることから、相談員の設置にかかる予算の確保が可能となりました。

事業を実施するうえで一番重要なのが、担当職員の

確保だと考えました。

担当職員の設置方法については、町で直接、非常勤職員として雇用する「直接雇用方式」、町社会福祉協議会等の実施可能な団体に担当職員の設置も含め一時的な相談支援業務を委託する「事業委託方式」、生活困窮者自立支援事業を実施している団体に委託し、町役場に担当職員の派遣を依頼する「委託契約派遣方式」の3つの方式で、検討しました。

「直接雇用方式」、「事業委託方式」については、生活困窮者自立支援事業を実施していない福祉事務所未設置の町村においては、専門スキルやノウハウを蓄積することが困難な状況にあるため、相談者からの相談等が複雑・多様化している中、相談に的確に対応し、対象者をP S中部に繋ぐことができる専門的な担当職員を確保し、指導・育成するのは厳しい状況にあります。

そのため、沖縄県が設置するP S中部の運営を受託している「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会」(以下「労福協」という。)に委託し、担当職員の派遣を依頼して実施することにより、生活困窮者自立支援事業を実施する中で培った、専門スキルやノウハウを持った労福協において、担当職員を雇用していただくことで、担当職員の指導・育成が可能となり、さらに、P S中部の相談支援員等との連携、協働が円滑に進み、県事業との相乗効果も期待できることから、事業の効果が最大限に発揮できると考え「委託契約派遣方式」で実施したいと考えました。

県の「生活困窮者自立支援事業」と町の「一次的な相談支援事業」とを労福協に委託するため、県、町、労福協の3者で、県事業と町の一次的な相談支援事業との役割分担、相談件数の報告方法の確認、事業費の按分方法などについて、協議を行いました。

また、町での「一次的な相談支援事業」の実施についての周知を図るため、本町の生活困窮者にかかわる部署(前述と同じ)の職員を対象にした「職員向け研修会」の実施や、広報誌・町ホームページへの掲載、関係課(子ども家庭課・水道課・保健相談センターなど)の窓口にチラシを設置しました。

4 一次的な相談支援事業の実施体制

令和元年6月より、北谷町における一次的な相談支援事業を開始しました。

労福協から派遣される担当職員は、これまでP S中部に相談支援員として在籍し、本町に毎週水曜日に「出張相談」でかかわっていた方が配置されました。

町福祉課における相談窓口の設置は、月～金の11時から16時までとなっており、担当職員は、毎朝P S中部に出勤し、ケースミーティングに参加した後、町福祉課に派遣されることとなっています。

そのため、町の「一次的な相談支援事業」で受けた相談について、P S中部で情報共有し、担当の割り振りや支援の方向性について助言を受けるなど、担当職員が一人で抱え込まずに対応できるようになっています。

P S中部に繋がった後も、支援状況について情報共有できているため、アフターフォローの必要性がある場合もスムーズに対応できる状況となっています。



(住民相談室のみなさん)

5 まとめ(事業を実施して良かったこと等)

6月に一次的な相談支援事業が開始されると、初日から、待っていましたとばかりに、関係課から対象者の繋ぎがあり、担当職員は、席に座る時間もないほど相談対応に追われていました。

これまで、P S中部が離れた場所にあることや、出張相談も週に1回しかなかったため、相談に二の足を踏んでいた方も多かったのではないかと思います。毎日、福祉課の窓口に担当職員がいることは、対象者にとっても、対象者を案内する関係各課にとっても、利用しやすくなったと考えられ、相談件数も、増

加しています。

また、福祉課窓口において、生活保護の相談に来られる町民の方に対しても、状況に応じて「一次的な相談支援事業」の担当職員が同席し、生活困窮者自立相談支援事業の説明を行うことにより、生活保護の申請ではなく、P S中部での事業を希望される方も多くなっています。

まだ、事業開始から 5 か月しか経過していませんが、これまでは把握した対象者の半数程度しか P S 中部に繋がられなかった状況から、「一次的な相談支援事業」で対応したケースの約 9 割(全相談件数 48 件、即終結 10 件を除く 38 件中 34 件)が、相談者の同意のもと、P S 中部に繋げることができていることが、大きな成果となっています。

生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合も多いことから、生活困窮者を早期に発見・把握するためには、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会など、地域における関係機関とのネットワークが重要であると考えます。

そのため、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り、生活困窮者を早期発見・把握し、「一次的な相談支援事業」により、訪問支援などアウトリーチを含めた対応により、支援につなげるという一連の支援体制の構築が、町内で可能となることが、生活困窮者に身近な行政機関である町がこの事業を実施することの最大のメリットだと考えます。

今後は、このメリットを生かし、一人でも多くの生活困窮者が、支援に繋がり、自立に向けた一步を踏み出すことができるよう、更なる支援体制の強化に努めていきたいと思っています。



(北谷町イメージキャラクター「ちーたん」)

(県からのコメント) 一次的な相談窓口を町村に設置することの意義について

沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課 安里 枝由理

沖縄県は 11 市 30 町村で構成されており、県は郡部（30 町村）の生活困窮者支援を担っています。

県では自立相談支援事業の他すべての任意事業を公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会に委託して実施しています。

点在する町村の生活困窮者を支援するために、沖縄本島には北部、中部に 1 箇所ずつ、南部に 2 箇所の相談窓口を設置しています。このような中、高齢化がすすみ、より住民の孤立化等が懸念される中で、県が設置する広域的な自立相談支援機関だけでの対応は極めて難しくなることから、町村が一次的な相談窓口を設置することはとても意義深く、今後必要性が高まってくると感じています。

町村にて、生活困窮者からの相談を受け付ける一次相談窓口を整備することは、状況が深刻化する前に支援に繋がる可能性が高くなり、町村ひいては県全体の地域福祉の向上に繋がることが期待されます。

現在、沖縄県では北谷町における一次的な相談支援事業の開始を皮切りに、他町村とも調整をすすめているところであり、住民に身近な自治体を巻き込んだ生活困窮者支援を展開できるよう取り組んでいるところです。今後も、市町村と連携し、生活困窮者支援の充実・強化に努めていきたいと思っています。

写真は、実施主体自治体（11 市と県）の行政担当職員と主任相談支援員の集合写真ですが、今後は町村の担当者も含めた集合写真がとれるといいな～と考えている今日この頃です♪



(平成 31 年度自治体連絡会議の写真)

令和2年度予算（案）の概要

◎生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

(1)生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】 487億円(438億円)

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

<主な充実内容>

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

31.7億円（補助率10／10）

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。

② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

5.8億円（補助率10／10）

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

③ 子どもの学習・生活支援事業の推進

5.0億円（補助率1／2）

遠方等の理由で利用困難となる課題に対応するため、より身近な場所で支援を受けられるよう、学習支援会場の設置を促進する。

④ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

11.5億円（補助率1／2）

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

⑤ 中高年の者に適したひきこもり支援の充実

11.5億円（再掲）

市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

⑥ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円（実施主体：国）

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

（参考）令和元年度補正予算(案)

○ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12.4億円

〔うち貸付原資の積み増し(補助率2／3) 9億円〕
〔うちシステム改修費(補助率10／10) 3.4億円〕

働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

○ 市町村におけるひきこもりサポート事業の強化

4.5億円（定額：補助基準額500千円）

市町村等におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。

(2) 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【一部新規】

1.2億円(1.2億円)(実施主体：国)

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

(3) 農業分野等との連携強化【新規】

1.0億円(実施主体：国)

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

【令和2年度 社会・援護局（社会）の予算案の概要に関するURL】

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokanyosan/dl/gaiyo-09.pdf>



本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
宮城県多賀城市	http://www.city.tagajo.miyagi.jp/
富山県氷見市	https://www.city.himi.toyama.jp/
沖縄県北谷町	https://www.chatan.jp/
生活困窮者自立支援制度ニュースレター（過去の発行分をホームページに掲載しています）	
生活困窮者自立支援制度ニュースレター	・厚生労働省ホームページ（政策について > 分野別政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度ニュースレター） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html
市町村セミナー資料（第 147 回市町村セミナーの資料をホームページに掲載） New !	
市町村セミナー	・厚生労働省ホームページ（政策について > 分野別政策一覧 > 他分野の取り組み > 社会保障全般 > 市町村職員を対象とするセミナーについて > 令和元年度実施テーマと資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212070_00001.html
第 6 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会関連情報 New !	
第 6 回生活困窮者自立支援全国研究交流大会	・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページ https://www.life-poor-support-japan.net/困窮者支援全国ネットの大会-研修情報/

困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～ **New !**

このたび、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークへの委託により、困窮者支援情報共有サイトが開設されました。

困窮者支援に関するさまざまな情報を、見やすく、分かりやすく、トータルに閲覧することができますので、ぜひ活用してください。

<https://minna-tunagaru.jp>



（編集後記） 新しい年、令和 2 年が始まりました。今年はオリンピックイヤーでもあり、夏が近づくにつれて日本中がお祭りムードに包まれることかと思えます。世界各国の一流アスリートたちが日本に集い、このときを目標に猛練習を重ねた成果を間近に感じることができるということで、今からワクワクが止まりません。

寒い日がまだまだ続きますが、体調にくれぐれもご留意のうえ、ご活躍ください。（ひ）